

甲賀市告示 第 175 号

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請があったので、これを相当と認め、同条第2項の規定により下記のとおり公告する。

なお、当該申請を行った認可地縁団体が同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を申し出ることができる。

令和3年8月23日

甲賀市長 岩 永 裕 貴



記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 西瀬音区自治会

(2) 区域 滋賀県甲賀市土山町瀬ノ音 9 4 9 番地から滋賀県甲賀市土山町
瀬ノ音 1 0 9 1 番地の区域とし、別図で示す範囲とする。

(3) 主たる事務所 滋賀県甲賀市土山町瀬ノ音 1 0 4 3 番地 西瀬音集会所

2 申請不動産に関する事項

・土地

	所在地	地目	面積 (m ²)
1	甲賀市土山町瀬音字三造 1 1 6 2 番	山林	2 5 1 m ²

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

	氏名	住所
1	福井宗左衛門	
2	堀武兵衛	
3	堀角右衛門	
4	堀與三治	
5	堀徳次郎	
6	藤丸金三郎	
7	吉村忠二郎	
8	吉村平次郎	
9	加藤惣太郎	
10	加藤兵太郎	
11	頓宮庄兵衛	
12	堀宇之助	

13	堀武市	
----	-----	--

※住所は登記事項証明書に記載がないため空欄である。

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和3年8月23日から同年11月23日まで

5 異議を申し出る方法

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、上記3に掲げる者であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて甲賀市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

甲賀市水口町水口6009番地1(甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」)

甲賀市総合政策部政策推進課市民活動推進室

電話 0748-70-6032